

新座市イメージキャラクター「ゾウキリン」の使用に関する要綱

(平成22年10月29日告示第387号)

(趣旨)

第1条 この告示は、本市のイメージキャラクター「ゾウキリン」(以下「キャラクター」という。)を使用することに関し必要な事項を定めるものとする。

(使用できる者)

第2条 何人もキャラクターを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 本市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) キャラクターの電磁的記録を販売するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、キャラクターを使用することが著しく不適當であると市長が認めるとき。

(使用承認等)

第3条 立体物の製作又は営利を目的としてキャラクターを使用しようとするときは、新座市イメージキャラクター「ゾウキリン」使用承認申請書に必要書類を添えて、これを市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、キャラクターの使用の可否を決定し、新座市イメージキャラクター「ゾウキリン」使用承認・申請却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 第1項の承認に係るキャラクターの使用期間は、使用承認を受けた日の翌日から起算して5年を超えない範囲内において承認を受けた期間とする。
- 4 前項の期間満了後も引き続きキャラクターを使用しようとするときは、改めて申請を行い、その承認を受けなければならない。

(承認内容の変更)

第4条 キャラクターの使用承認を受けた者が、当該使用承認を受けた内容を変更しようとするときは、新座市イメージキャラクター「ゾウキリン」使用変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、キャラクターの使用の変更の可否を決定し、新座市イメージキャラクター「ゾウキリン」使用変更承認・申請却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第5条 キャラクターを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) 完成物件を提出すること。
- (2) 使用するデザインは、新座市イメージキャラクター「ゾウキリン」モデルシートに定めたものとする。
- (3) 「新座市イメージキャラクターゾウキリン」の表記を別図1のとおり付し、当該表記を付することが難しい場合は、「©新座市2010」又は「©N I I Z A C I T Y 2 0 1 0」の表記を、それぞれ別図2又は別図3のとおり付すこと。

2 前項に規定するもののほか、キャラクターの使用承認を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた用途のみに使用すること。
- (2) 新座市イメージキャラクター「ゾウキリン」使用状況報告書を、使用開始後1年ごとに提出すること。

(違反等に対する措置)

第6条 キャラクターを使用している者（第3条に規定する使用承認を受けた者を除く。）が、この告示に違反したときは、市長はその使用の差止めの請求その他必要な措置を行うものとする。この場合において、使用している者は、直ちにその請求等に従わなければならない。

2 キャラクターの使用承認を受けた者が、この告示に違反したときは、その承認を取り消すものとする。

3 市は、キャラクターを使用している者又はキャラクターの使用承認を受けた者が、第1項の規定による措置又は前項の規定による使用承認の取消しによって損害を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、様式の作成その他のキャラクターの使用に関し必要な事項は、総合政策部長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年11月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第117号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第93号）

この告示は、告示の日から施行する。

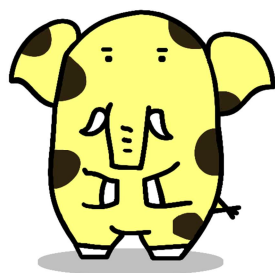
附 則（平成29年告示第507号）

この告示は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第343号）

この告示は、告示の日から施行する。

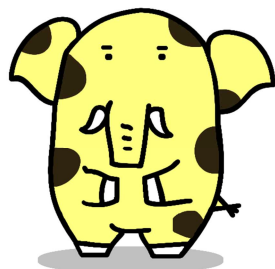
別図1



新座市イメージキャラクター

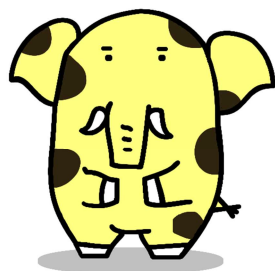
ゾウキリン

別図2



©新座市 2010

別図3



©NIIZA CITY 2010